

記載例 1

退職の場合 (残額一括給与天引)

※「一括徴収」とは、退職等の際に退職後の残税額を事業所でまとめて一度に徴収し、納入する方法です。

控 用

給与支払報告書 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※	町
処理欄	

(一括徴収) の場合

月 割 額	納付方法
6月分 4,700円	〇〇株式会社 社にて11月 分まで特別 徴収(徴収 額27,700円)
7月分 4,600円	
8月分 4,600円	
9月分 4,600円	
10月分 4,600円	
11月分 4,600円	一括徴収 額27,600円 12月分で納 入
12月分 4,600円	
1月分 4,600円	
2月分 4,600円	
3月分 4,600円	
4月分 4,600円	
5月分 4,600円	

受 付 印		錦町長様		給与支払者 (特別徴収義務者)		名 称	〇〇株式会社	特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4 5 6 7
令和 2 年 12 月 4 日 提出		代表者		一 武 太 郎		所在地	〒868-0302 熊本県球磨郡錦町大字一武〇〇番地	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
給 与 所 得 者		(ア)		(イ)		(ウ)		異 動 の 異 動 の 異 動 後の未徴収	
氏 名	錦 一 郎	生 年 月 日	8 9 1 2 3	特別徴収税額	徴収済額	未徴収済額	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後の未徴収から退職時までの給与支払額
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3			(年 税 額)	円	円	2 年 11 月 30 日	①退職 ②一 括 徴 収 ③普通徴収 (理由)	1,946,600 円
現 住 所	熊本県球磨郡錦町大字西〇番地			55,300 円	27,700 円	27,600 円	2 年 11 月 30 日	退職した年の1月1日から退職時までの控除社会保険料額	51,415 円
新しい勤務先の名称および所在地電話番号	()				6 月から 11 月まで	12 月から 5 月まで			

年税額 55,300円

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額 (未徴収税額) を一括徴収する場合は、次の欄に記載して下さい。
◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

1. 一括徴収する場合	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	一括徴収した税額は 12 月分で納入します。	※ 町 記 入 欄
給与所得者印	12 月 25 日	27,600 円		異動により特別徴収税額が変更になった場合、納付書が必要な場合は要、必要でない場合は不要を選択してください。
徴 収	2. 一括徴収しない場合	理 由		
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため (転勤を含む)	4. 死亡による退職であるため		
	2. 異動の日が6月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望があるため			
	3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額 (上記の額) を超える給与又は退職手当等の支払がないため			

(提出先) 〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武1587

錦 町 役 場 税 務 課 税 務 係

※用紙が不足する場合はコピーして利用して下さい。

※異動があった場合、翌月10日までに提出して下さい。